

令和8年度 白河市 木造住宅耐震化支援事業

- 東日本大震災を教訓とし木造住宅の耐震化を一層促進していくため一般住宅の「耐震診断」と「耐震改修」を支援していきます。
- 安全で安心できる住まいづくりに向けて、本事業を積極的に活用してください。

木造住宅耐震診断者派遣事業

市が技術者(耐震診断士)を派遣し、対象住宅の耐震診断を行い、耐震強度が不十分な場合は耐震補強計画を提案します。

※自己負担8,000円以外の費用はかかりません。(耐震補強計画の作成にあたり別途費用は発生しません)

派遣申請 5月11日(月)~8月19日(水)

耐震診断 10月~12月頃実施予定
補強計画と概算工事費の提案 翌年1月~2月

自己負担額 8,000円

○申請に必要な書類

- ・申請書(第1号様式)
- ・建物の位置図、写真
- ・建物の確認申請書または確認済書
※無い場合は、登記事項証明書(写し)
- ・建物の図面又は間取り図

木造住宅耐震改修支援事業

耐震診断の結果に基づき、①~④の耐震改修方法を選んで、補助を受けられます。

- ① 現地建替 (最大補助額115万円)
建築基準法に則った、現地での建替え
- ② 一般改修 (最大補助額115万円)
上部構造評点1.0以上になる耐震改修
- ③ 簡易改修 (最大補助額69万円)
上部構造評点0.7以上になる耐震改修
- ④ 部分改修 (最大補助額69万円)
居間や寝室など部分的な耐震改修

※対象住宅の耐震改修・建替の工事にかかる費用への補助になります。附属建屋(倉庫など)や擁壁・門・塀などは対象外です。

補助申請 5月11日(月)~5月29日(金)

耐震改修工事 7月~翌年1月頃実施

対象工事費の4/5 かつ最大補助額まで補助

最大補助額 115万円

最大補助額 69万円

現地建替

一般改修

段階改修

①現地建替

②一般改修

③簡易改修

④部分改修

現行耐震基準に適合

安全性の向上

○申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書(第1号様式)
- ・案内図
- ・工事着手前の写真
- ・耐震改修計算書等の写し
- ・木造住宅耐震診断報告書の写し
- ・耐震改修前の図面
- ・耐震改修後の図面
- ・設計した建築士の免許書の写し
- ・納税状況調査の同意書(第2号様式)
- ・居住している事を証明する書類
- ・建物を所有する事を証明する書類

補助額の加算が有ります!

- リフォームへの加算: 最大20万円
- 引越業者利用時の加算: 最大6万円



あなたがお住まいの住宅は大丈夫ですか？ 住宅の耐震診断、耐震改修をしませんか？

木造住宅耐震診断者派遣事業

市が技術者を派遣し耐震診断を行い、耐震強度が不十分な場合は耐震補強計画を提案します。

自己負担 **8,000円**で耐震診断が受けられます！
(通常20万～30万円ほどかかります)

申請期間

5月11日(月)～8月19日(水)

※応募が多数の場合は抽選



上記の診断を受け、耐震改修の補助を受ける場合は翌年度以降の申請となります。

木造住宅耐震改修補助金

耐震基準を満たさない場合、下記①～④の工事費に対して補助があります。

- ①現地建替 (最大115万円)
- ②一般改修 (最大115万円)
- ③簡易改修 (最大69万円)
- ④部分改修 (最大69万円)



左記の補助額に下記の加算ができます！

- リフォーム費用の加算 (最大20万円)
耐震改修に伴いリフォームを行った場合に加算
- 引越費用の加算 (最大6万円)
耐震改修に伴い引越業者を利用した場合に加算

①現地建替 又は ②一般改修の補助に、『リフォーム費用の加算』と『引越費用の加算』を合わせると **最大141万円**の補助になります！

主な条件

○耐震診断

- ・所有者が居住する市内の住宅であること (居住する予定でも可)
- ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅であること
- ・昭和56年6月以降に増改築を行っていないこと

○耐震改修 ※上記の条件に加え

- ・耐震診断の結果、耐震基準 (上部構造評点1.0以上) を満たしていないこと
- ・**対象工事の契約と着手を行っていないこと** (申請前に契約・着手を行っているとは申請できません)
- ・おおよそ7月から翌年1月の間に行われる工事であること

申請方法

詳しい条件や申請方法については、建築年月日がわかる登記簿などをお持ちになり、白河市役所 建築住宅課までお越しください。